

一〇一九年の女真海賊と高麗・日本

村井章介

- 一 刀伊国兵船、北九州を襲う
- 二 『小右記』の史料的性格とその裏書文書
- 三 軍事的関心と高麗観
- 四 「渡海制」をめぐる問題

寛仁三年（一〇一九、顕宗一〇）、「刀伊」と呼ばれる女真人の海賊が対馬・杵岐・筑前・肥前を襲った。さほど大規模なものでもないが、異民族との戦闘の少なかった日本の前近代史のなかでは、「刀伊の入寇」の名で、大概の通史的叙述にとりあげられる著名な事件である。これについては、はやく池内宏が朝鮮史上の関心から広い視野で検討を加えて¹⁾おり、また土田直鎮が日本側の史料を縦横に使いこなしして京都の朝廷や北九州のようすを描き出している。²⁾また最近³⁾は、この事件と深いかわりのある「渡海制」をめぐる議論が活発である（後述）。

本稿では、この事件の中心の史料である『小右記』を、その史料的な特徴をおさえながらじっくりと読み込むことを通じて、『小右記』の裏

書として残された希有の文書二通をあらためて紹介するとともに、王朝貴族の高麗観の内容とその問題点を考えてみたい。発表の場が日本史の専門誌でないことを考慮して、史料の引用はすべて読み下しにし、ルビや語注を加え、ときには思い切った意識をほどこしている。

一 刀伊国兵船 北九州を襲う

寛仁三年三月末、見なれない兵船五〇余艘が対馬にあらわれ、殺人・放火をほしいままにした。対馬守遠晴はかろうじて逃れ、三月二十八日付で発した対馬島解^げが、四月七日大宰府に到着した。また杵岐島分寺講師^{ままただ}の常覚も、おなじ日に大宰府に至って、杵岐守藤原理忠^{ままただ}以下の島司や

人民がみな殺されたことを告げた。兵船は同日には早くも筑前の海岸に出現し、博多西方の怡土・志摩・早良三郡が被害にあつた。そのさい志摩郡住人文室忠光は多くの賊を射殺す戦功をあげている。

この兵船は、日本側に保護された高麗人被虜が通事に告げたところでは、「刀伊国」のものであつた。「刀伊」とは高麗人が女真人を蔑んで呼んだことばで、夷狄の意味である。行動は機動的で荒々しく、「迅きこと隼のごとし」といわれた。十六日付の大宰府解は七日の戦闘のようすをこう伝えている(『朝野群載』卷二十異国・寛仁三年四月十六日大宰府解、以下寛仁三年のものは年号を略す)。

筑前国怡土郡に襲来し、志摩・早良等の郡を経て、人物を奪い、民宅を焼く。その賊徒の船は、或いは長さ十二箇尋、或いは八九尋、一船の楫は三四十許り、乗る所は五六十人、二三十人、刃を耀かして奔騰す。次に弓矢を帯し楯を負う者七八十人許り、相従うこと此の如し。一二十隊は山に登り野を絶やし、馬牛を斬食し、また犬肉を屠す。叟孺児童は皆悉く斬殺せられ、男女の壯者を追い取りて船に載すること四五百人。また所々より運び取る穀米の類、その数を知らず。

四月八日、刀伊軍は博多湾内の能古島に陣を構え、翌九日、博多の警固所に攻撃を加えたが、攻めきれずに能古島に退いた。十日・十一日は強い北風のため鳴りをひそめていたので、その間に大宰府では三十八艘の兵船を準備する暇を得た。刀伊軍は十二日の未明に行動を開始し、早良郡をかすめて志摩郡の船越津に至つた。同日夕刻より、待ち受けていた日本側の精兵と激しい戦闘となり、四十人以上の刀伊兵が矢にあたつ

て死に、ふたりが生捕られたが、うちひとりには女であつた。博多から少弐平致行・前監大蔵種材・大監藤原致孝以下の府官が、さきに準備した兵船を率いて追撃した。刀伊軍は西に逃れて、翌十三日肥前国松浦郡に至り、村や町を荒らしたが、前肥前介源知が郡内の兵士を率いて防戦し、ついに刀伊軍は北へ退いて本拠地へ帰つていった。

こうして博多周辺では一週間の戦闘で刀伊軍は撃退されたが、被害は甚大だつた。対馬では死者三六、さらわれた者三四六。杵岐では死者一四九、さらわれた者二三九を数え、生存者は三五人にすぎなかつたという。筑前の志摩・早良・怡土三郡と能古島では、死者一八〇、さらわれた者七〇四であつた。死者よりさらわれた者が三・五倍も多く、女子供が成人男子の約三倍に上つている。そのほか食べられてしまつた牛馬が三八〇頭あつた(『小右記』六月二十九日条)。

防戦の指揮をとつたのは大宰権帥藤原隆家である。隆家は藤原道長と権勢を争つて敗れた藤原伊周の弟で、権勢におもねらない剛毅な性格で知られていた。かれは四月七日と翌八日、京都に飛脚使を送つて急を告げた。使者は十七日にあいついで到着し、ここに朝廷ははじめて事件を知ることになつた。

翌十八日、内裏で二通の府解について公卿による対策会議(陣定)が開かれた。そこでの決定は、大宰府に飛脚使を発して、要害の警固、賊の追討、勲功者への行賞を行わせること、種々の祈禱を行うこと、山陰・山陽・南海・北陸道の要害をも警固すること、などであつた。この会議の席で、右大臣藤原公季が、飛脚による急報は天皇への奏状の形式をとるべきなのに、今回の府解が大政官への報告書の形式であることを問題

とし、大宰府に下す勅符にもこのことを書き加えることになった。公季の意見は公式令の飛駅式条を根拠としている。また、大宰府に遣わす飛駅使に馬寮の馬を使わせるかどうかが議論となり、書記官の外記に尋ねたところ「所見なし」の返事が返ってきた。大納言藤原実資は、後日「飛駅式」を見て——これは公式令の飛駅式とは別の法令らしい——、発遣のときには寮馬を給うとあるが、返遣のときの規定はないことを確認し、「発遣の例に准じて給うべきか」との意見を日記に書き留めている（『小右記』四月十八日条）。こうした議論は、事態の緊急性や柔軟な対応よりは先例の遵守に重きをおく当時の貴族社会の風潮をよく伝えている。

この後も隆家からは、戦闘終結後の四月十六日を始め、六月二十一日、七月十三日、八月某日、九月某日と、府解が送られ、到着するたびに朝廷で会議が開かれている。しかし戦闘の終結を知っては貴族たちの熱もさめてしまい、六月二十九日の会議では、大納言公任・中納言行成のふたりから、戦功者に賞を与える必要はない、という意見まで出るほどだった。ふたりの議論は、「戦功者に賞を与えるという勅符は四月十八日付で出されているが、実際の戦闘は勅符が大宰府に届く前に終わってしまったおり、賞を約束されて挙げたものでない戦功に行賞の必要はない」という詭弁であった。さすがにこの会議を主催した実資は、「勅符の到達の日付など問題ではなく、約束がなくとも功あれば賞すべきは当然」とたしなめ、賞は行われることになった（『小右記』六月二十九日条）。しかし具体的な賞の内容までは議論されておらず、総指揮者として活躍した隆家に賞が与えられた形跡もない。

さてこのとき刀伊軍が攻撃を加えたのは北九州だけではない。この前

後の時期、朝鮮半島の東岸はひんぱんに女真海賊の被害をこうむっており、とくに日本海中の鬱陵島にあった于山国は、一〇一八年、一九年、二二年と連続して女真に虜掠されている。一二世紀なかばころ、鬱陵島は村落の跡が七箇所あるだけの無人の境になってしまった。女真海賊の本拠はいまの咸鏡南道の咸興平野であり、そこから朝鮮半島の東海岸を南下して、対馬にあらわれたのである。当然かれらは高麗でも海賊行為を行っており、日本側が捕獲した者に高麗人がいたのもそのためである。取り調べに對して、高麗人は「高麗国、刀伊賊を禦がんが為、（自分）を彼の辺州に遣わすも、還つて刀伊の為に獲えらるるなり」と供述している（前引四月十六日大宰府解）。

また高麗は、刀伊軍が朝鮮半島東岸を北上して本拠に帰る途上の四月二十九日、江原道の元山に近い鎮溟浦から兵船をもって攻撃を加え、被虜人を奪い返した。『高麗史』顕宗世家十年四月丙辰条につきのようにある。

鎮溟船兵都部署張渭男等、海賊八艘を獲す。賊の掠する所の日本生口男女二百五十九人を、供駅令鄭子良を遣わして其の国に押送せしむ。

このときの高麗海軍は、『高麗史』兵志二・鎮戍に「顕宗即位、戈船七十五艘を造り、鎮溟口に泊し、以て東北海賊を禦ぐ」とあるように、顕宗即位年（一〇〇九）に女真海賊に備えて鎮溟浦に配置されていた部隊であった。あとで紹介する「内蔵石女等申文」によれば、刀伊軍の捕虜となった石女らは、このとき高麗軍によって奪回されたいらしい（申文には記憶ちがい「五月中旬」のことと記されているのだが）。その後石女

らは、駅馬をもつて、駅ごとに銀の器で供給をうけながら、十五日間かかって慶尚道の金海府まで送られた。このような厚遇を与える理由を、高麗の官使は石女らに、「偏ひとえに汝等を労わるには非ず、只日本を尊重し奉るなり」と説明している。石女らは金海府に六月の一月月間安置されて休養をとったが、その間も白布を衣裳として給与され、美食をふるまわれた。ここで家族の安否をたずねてやってきた対馬島判官ほうがんたいなみむらちか代長岑諸近ほむぢかとともにわれ、七月九日対馬に帰還した。そのさい高麗政府は、帰国の糧として人別に白米三斗・干魚三十隻を給与し、さらに酒食をたまわった。

以上のように、この事件に関して高麗側の日本に示した態度はきわめて好意的なものだった。高麗は建国後一貫して日本と対等で友好的な関係を結ぼうとはたつきかけてきたが、その姿勢はこの件にもはっきりと認められる。

二 『小右記』の史料性格とその裏書文書

「刀伊の入寇」に関するもつとも良質かつ豊富な史料は、大納言藤原実資の日記『小右記』である。そこにはこの件をめぐる朝廷での議論が詳細に記されているだけでなく、大宰府からのさまざまな情報が筆まめに書き留められ、到来文書がそのまま写されるケースもある。高麗側の史料がさきに引いた『高麗史』顕宗世家十年四月丙辰条しかないのときわめて対照的で、日本側の史料が、『高麗史』のような国家事業として整ったかたちに編纂された正史とは、きわだつて異なる性格を備えていることがわかる。そこで、なぜ『小右記』に「刀伊の入寇」がくわしく記さ

れるに至ったのかを考えてみよう。

実資は当時大納言という上級の公卿であったが、かれが九州の情勢を知り得たのは、かならずしもその公職に基づくものではなかった。かれは大宰府からの公式報告である府解を披見するほかに、大宰権帥藤原隆家からの私信をひんばんに受け取っている。その回数は、寛仁三年の四月から九月までの間に、四月十七日・四月二十五日・五月二十四日・六月二十一日・八月三日・九月十九日の六回に及ぶ。大半は府解を届ける使者に託したもののようだが、なかには五月二十四日に届いた十日付の消息のように、「刀伊賊を追い打つの兵船未だ帰来せず、仍て重ねて言上せず、帰来の後府解を上るべし」とあつて、非公式に速報した例もある。情報の内容は左のようになかなか重要なものであり、しかも歴史の機微に触れたところがある（『小右記』五月二十四日条）。

兵船等唐岐より対馬に向かい了んぬ、てへり。その後案内を聞かず、疫癘えきれいまさに発してなす術なし。但し万事を止めて兵船・戎具等を造らしめ、要害警固の事を勤行せしむ。刀伊を追い打つの官軍等、皆府のやんごとなき武者等なるに、今に帰来せず。太はなだ以て鬱嘆ふさみなり。隆家と実資をつなぐ太い情報ルートを支えていたのは、じつは兩人の親しい個人的関係だったと思われる。隆家の妻の叔父で、隆家の留守宅の管理を委ねられていたらしい僧惟円いまいんが、しばしば実資のおののみやう小野宮第を訪れ、隆家からの情報をもたらしている。血縁上は、おなじ藤原氏とはいえ、隆家の父道隆と実資がともに藤原忠平を曾祖父とする、という程度の関係でしかなかったが、ふたりは道長の権勢ぶりに対する反骨精神を共有しており、ウマがあつたらしい。長和元年（二〇二二）、三条天皇の

女御城子（故大納言藤原濟時の娘）を天皇自身の希望によって立后することになったが、すでに娘妍子を立后させていた道長が、城子の立后式の当日に妍子の参内をぶつけていやがらせをした。そのため大臣に儀式の上卿（主催者）を勤めるものがなく、大納言の実資にお鉢が回つてきた。この儀式に参加した公卿は実資をふくめてわずか四人だったが、そのひとりが中納言隆家であり、この日城子の皇后宮大夫に任じられている。また、隆家の留守宅は小野宮第のすぐ近くだったらしい。刀伊の入寇が京都に伝えられる四日前の四月十三日、小野宮東町の「小人宅」で放火があり、隆家邸の宿直者が見つけて人に告げ、すぐに消し止めている（『小右記』）。

以上のような個人的関係によつて伝達された情報が、個人的関心に基づいて日記に記される。そのベースに上級の公卿という実資の社会的地位があつたことはいうまでもないが、国家的な歴史編纂の過程ではまずふるい落とされてしまふような歴史情報が、『小右記』には豊富に記されていることも事実である。そんな情報のなかでもとりわけ希有なものが、さきに少しふれた刀伊船からの生還者内蔵石女・多治比阿古見という二女性の申文であろう。日本史史料の醍醐味は、こんなおもしろくてしかも信頼度の高い史料をナマのかたちで読むことができる点にある、と筆者はいつも感じている。

『小右記』八月三日条の、**釈奠と相撲人の記事**の間に、「都督（藤原隆家）の書に、云々。府解并内蔵石女申文案を副う。裏に注す」とある。この日、隆家からの書状がまた到来したが、実資は書状の内容は省略して、書状に副えられていた大宰府解と内蔵石女等申文という七月十三日

付の二通の文書の写しを、日記の料紙の裏に全文写し取つた。この裏書は八月十日条の裏から同八日条の裏にわたる非常な長文であるが、その吟味は本稿の中核をなすので、以下に全文を読み下して引用する。

A 大宰府解し 申し請う、。

言上す、対馬嶋判官代長岑諸近、高麗国に越え渡り、刀伊賊徒の為に虜せらるる女拾人を隨身して帰参するの状。

二人は筑前国志摩郡安楽寺所領板持庄の人、即ち府に進む。

一人、船中に病して参府せず。

八人は対馬嶋の人。

二人、到来の間、病悩して死去す。

五人、又病悩して本嶋に留む。

一人、府に進む。

副え進む、賊に虜せらるる女内蔵石女等の申文。

右、対馬嶋去る六月十七日解状、同廿一日到来するを得るに備く、「管上県郡伊奈院司同十六日解状を得るに備く、刀伊の賊徒到来の間、判官代諸近並びに其の母・妻・子等虜せらる。而して賊船当嶋に還り寄るの日、諸近独身逃脱して本宅に罷り還る。然る間、昨日夜を以て小船を盗み取り、逃亡已に了んぬ。定めて知る、当嶋の厄を思いて陸地に罷り渡るを為すか。早く大府に言上せられ、召し返されんことを將（請カ）うへり。嶋内の人民賊の為に虜せられ、僅かに遺民跡を留民も又他処に渡る。若し召返さるるの定め無くば、怒いに遺民跡を留むべからず。望み請うらくは府裁して、管内諸国に仰せ下され、在所

を尋ね、將に糺し返されんことを」てへり。而して又同嶋今月九日の解状、同十二日到來するを得るに傳く、「件の諸近去る六月十五日を以て跡を晦まし逃亡せり。仍て其の由言上先に了んぬ。而るに今月七日を以て諸近到來し、申して云く、『刀伊の賊到來するの由、諸近の母・伯母・妹・妻・子・從者等並びに十余人、賊船に取り乗せられ、慮外筑前・肥前等の國に往反す。但し賊徒還向するの次、對馬嶋に寄る。爰に諸近独身逃脱して本嶋に罷り留まる。而して竊かに惟う、へ老母・妻・子に離れ独り存命すと雖も、已に何の益か有らん。老母を相尋ね、命を刀伊の地に委ぬるにしかず』と。事の由を嶋司に申さんと欲するも、渡海の制重し。仍て小船を竊み取り高麗國に罷り向う。將に刀伊の境に近づかんとし、老母の存亡を問わんと欲す。爰に彼の國の通事仁礼に罷り會う。申して云く、へ刀伊の賊徒先日當國に到來し、人を殺し物を掠す。相戦わんと欲するの間、逐電して日本國に赴く。仍て舟を櫂し兵を儲け相待つの間、幾ばくも無く還向し、重ねて海邊を殘滅す。仍て予め五箇所に於て舟千余艘を儲け、所々襲撃し、悉く以て擊殺したんぬ。其の中に多く日本國の虜者有り。彼の五个所の内、且がつ三箇所の進むる所、三百余人なり。遺る二箇所の人の集まるを待ち、船に乗せ日本國に進めらるべきの由、已に公定あり。且がつ對馬嶋に還り此の由を申すべし』てへり。爰に彼の賊虜中の本朝人等に罷り會い、老母の存亡を問うに、即ち申して云く、へ賊徒等高麗の地に到着するの間、強壯の高麗人を取り載せ、病羸尪弱の者を以て皆海に入れたんぬ。汝の母並びに妻・妹等、皆以て死に了んぬ』てへり。只伯母一人に會うのみ。本土に罷り還らんと欲するの処、本朝異國に向うの制

已に重し。故無く罷り還らば定めて公譴に当たるべし。縦い書牒を得ると雖も、指せる証無くば更に信用せらるべからず。これに因り日本人を受け乞い、証件人となし、罷り還らんと欲するの由、申し請うの処、高麗國且がつ賊虜十人を以て充て給えり。抑も諸近老母を思うに依り、已に罪過を忍ぶ。母の死亡を知る今に至りては、身を公庇(斤カ)に進め、左右は裁定に隨うべし』てへり。異國に投ずるが若きは、朝制已に重し。何ぞ況んや、近日其の制弥いよ重し。仍て諸近が身を召し、件の女三人を相副え、嶋使前掾御室為親を差して進上すること件の如し』てへり。謹んで案内を検ずるに、異國の賊徒、刀伊・高麗其の疑い未だ決せず。今刀伊の撃たるを以て、高麗の所為ならざるを知らぬ。但し新羅は元敵國なり。國号の改有りと雖も、猶野心の殘れるを嫌う。縦い虜民を送るも悦をなすべからず。若しや勝戦の勢に誇り、偽りて成好の便を通ずるか。抑も諸近の所為、先後不当なり。異域に越え渡るは、禁制素より重し。況んや賊徒來り侵すの後、誠めて云う、先に行く者を以て異國に与する者となす、と。而して始めて制法を破りて渡海し、書牒無くして還る。若し虜者を將來するを以て優じて其の罪に坐すこと無くば、後憲ならざるを恐る。愚民偏えに法の緩きを思いて輒く渡海せん。傍輩を懲らさんが為、其の身を禁候し、須らく高麗國使其の案内を申し上ぐるを待つべし。然れども來不知り難く、旬日移らんと欲す。下民の言誠に信じ難しと雖も、境外は黙爾(沈黙)すべきに非ずと云為す。仍て在状を注し言上すること件の如し。謹んで解す。

寛仁三年七月十三日

B内蔵石女等解し申し進むる申文の事。

注申す、刀伊の賊徒に追い取られ高麗国に罷り向う海路の雑事並びに本国に帰参せる案内等の状。

右、石女は安樂寺所領筑前国志麻郡板持庄の住人、阿古見は対馬嶋の住人なり。而るに各賊船に追い乗せられ、日來の間其の案内を見き。所々合戦の日、石女等罷り乗る両船の内、矢に中る賊徒は五人なり。而して対馬の岸に着くの間、皆以て死に了んぬ。此の外傍類の船、疵を被りて死亡する者、追日断えず。爰に高麗国の岸に罷り着くの後、賊徒等毎日未明の間陸地に上り、海辺・別嶋等の人宅を滅ぼし、物を運び人を取るなり。昼は則ち嶋々に隠れ、強壯の者を選び取り、老衰の者を打ち殺す。又日本の虜者の中、病羸の者は皆以て海に入れたんぬ。夜は則ち各々漕ぎて急ぎ去るなり。此の如く廿余箇日を送るの程、五月中旬の比、高麗国の兵船数百艘、襲来して賊を撃つ。爰に賊人等を勵まし合戦すと雖も、高麗の勢猛きに依り、敢えて相敵するの者無し。即ち其の高麗国の船の体は高大にして、兵仗多く儲け、船を覆し人を殺す。賊徒は彼の猛きに堪えず、船中虜する所の人等を殺害し、或いは又海に入る。石女等も同じく又海に入れられ浪に浮く。仍て合戦の案内は見給（終カ）える能わず。幾ばくも無く高麗船有りて扶け了んぬ。即ち勞を加えて蘇生せしむる所なり。但し救い乗せらるる船の内を見るに、広大なること例船に似ず。二重に造り、上に櫓を立つ。左右各四枝なり。別に漕ぐ所の水手は五六人、乗る所の兵士は二十余人許りあり。櫓を懸けず。又一方は七八枝なり。船面に鉄を以て角を造る。賊船を衝き破らしむるの料なり。舟中に雑具を儲く。鎧甲胃大

小鉾熊手等なり。兵士面々各々執り持つなり。又火石を入れて賊船を打ち破る。又他船も長大なること已に以て同前なり。合戦事畢るの後、石女等一類卅余人、各駅馬を給して金海府に進むるの途中十五箇日、駅毎に銀器を以て供給す。其の勞尤も豊かなり。官使仰せて云く、「偏に汝等を勞わるには非ず、只日本を尊重し奉るなり」てへり。金海府に着するの後、先ず白布を以て各衣裳に充つ。兼ねて美食を以て石女等に給う。六月卅日の間、彼の府に安置せしむ。爰に対馬嶋判官代長岑諸近、賊徒に追い取らるるの母・妻・子等を尋ね訪わんが為、高麗国に到来す。母子の死亡を聞きて本朝に帰らんと欲す。仍て証拠として虜女十人を申し請う。離岸の日、彼の朝公家、帰糧料人別白米三斗・干魚卅隻を充て給い、兼ねて酒食を給う。但し金海府に召し集むる所の日本人は並びに三百余人、是れ三个所の軍船進むる所なり。残る二个所の人等來集するの後、使を差して返進すべきの由、且がつ公家に言上すてへり。往反の案内、言上件の如し。

寛仁三年七月十三日

多治比阿古見
内蔵石女

三 軍事的関心と高麗観

右の二通の文書には、刀伊の兵船に略取されるという、生死にかかわる痛切な体験が綴られている。

まず対馬島判官代長岑諸近であるが、Aの大宰府解の『』の部分がかれの供述である。それによると、三月末に刀伊軍が対馬にあらわれたとき、肉親や従者とともに捕獲され、船に乗せられて対馬から筑前・肥

前を往還し、帰途刀伊軍が対馬に寄ったとき、ひとり脱出して本宅に帰った。しかし家族と離れてひとりながらも詮ないことと思いなおし、六月十五日、消息を尋ねようと小船を盗んで高麗へ密航した。高麗の金海府で通事の仁礼という者にであい、「高麗軍が五箇所に準備した兵船をもつて日本から戻ってくる刀伊船を迎え撃ち、大いにこれを破り、日本人をふくむ被虜人を奪い返したが、とりあえず三箇所から送られてきた日本人は三百余人である」という情報を得た。これは『高麗史』の記す四月末の元山沖の海戦を指すのだろう。諸近は日本人被虜に家族のようすを聞いたが、「賊徒は高麗に到着すると、強壯な高麗人をさらって船に乗せ、病気や体力のない者をみな海にほうりこんだ。あなたの母・妻・妹はみなそうして死んだ」という返事で、身寄り伯母がひとり生き残っていただけだった。落胆して対馬へ帰ろうとしたが、このまま帰つては「渡海の制」——これについてはつぎの節でくわしく検討したい——に触れてしまうので、証人として日本人を連れ帰ることを高麗に願ひ、十人の被虜人を伴って七月九日対馬に帰還した。

つぎに石女と阿古見であるが、Bの申文によると、刀伊船に追い寄せられてのち、五月中旬（四月下旬の記憶ちがい）のころ高麗海軍の攻撃を受けた刀伊兵たちは、被虜人を殺害したり、海に投げ込んだりした。石女らも波に浮いていたところを高麗船に救助された。その後前述のように金海府に送られて諸近とであい、十人の証人に加えられる。十人のうちふたりは筑前国志摩郡板持庄の住人で、ひとり船中で発病し、のこった石女だけが太宰府に至った。八人は対馬の住人で、ふたりは対馬に着くまえに病死し、五人は病気のため対馬にとどまり、残る阿古見だ

けが参府した。九死に一生を得た被虜人たちだったが、虜中に受けた苛酷な扱いが響いたのか、健康を保つたのは二割にすぎなかったのである。高麗軍のとりもどした数百人の日本人も、何割が故郷に帰れたであろうか。その意味でもこの申文は貴重な証言といわねばならない。

しかし忘れてならないのは、A・Bに記された情報は、諸近や石女が語りたかったことというよりは、取り調べにあつた太宰府の役人たちが聞き出したかったことだ、という点である。この観点から史料を読みなおしてみると、取り調べ官の主要な関心は、高麗の軍事力の程度を知るといふ点にあつたことがわかる。石女らの証言をみると、長い間乗っていた刀伊の船についての情報はなく、救助してくれた高麗船について、つぎのようなくわしい観察がある。

乗せられた船のなかを見ると、通常の船よりはるかに広大であつた。船体は二重になっていて、船上には櫓が左右に四本ずつ設けられている。漕ぎ手の水夫は五、六人で、兵士は二十人あまり乗りこんでいる。櫓は懸かかっていない。もう一艘は櫓が左右七、八本ずつで、船首に鉄の角を取り付けてある。これは賊船を突き破るためのものである。船中には色々な武器が設けてある。鎧・甲冑・大小の鉾・熊手などである。兵士が面々これらを手に持つのである。また火薬で石を飛ばせて（？）賊船を打ち破る。またその他の船も長大なことは同様である。

前述のように高麗側の対日姿勢はきわめて友好的だったにもかかわらず、なぜその軍事力がそんなに気になるのだろうか。そこでAの「謹んで案内を検ずるに」以下の部分、すなわち太宰府自身の意見を聞こう。

異国の賊徒が刀伊なのか高麗なのか、疑問であったが、いま刀伊が撃たれたことで、高麗の所為でないことがわかった。ただし新羅はもと敵国であり、国号が高麗に変わったとはいえず、なお野心が残っているかもしれない。たとえ被虜人を送ってきたとしても、悦んでははいられない。もしかして勝ちいくさの勢いを買って、偽って通好の使者を送ったものかもしれない。

そしてこの観点から、諸近の渡航に不純な動機のないことを承知していながら、「もし被虜人を連れてきたことに免じてその罪をゆるせば、のちに悪例を残し、愚民らはただ法が緩んだと思つてたやすく渡海するだろうから、傍輩への見せしめとしてその身を拘禁する」という措置をとつた。

このような高麗への猜疑心は、『小右記』の本文にも散見する。四月十六日付の大宰府解（『朝野群載』巻二十）が二十七日の陣定で議論されたとき、実資はつぎのような意見を呈した。

刀伊国の人と申す。しかるに獲得する者三人を推訊の処、申して云く、「高麗国、刀伊賊を禦がが為、彼の辺州に遣わすも、還つて刀伊の為に獲せらるるなり」と云々。数千人の刀伊賊の外、高麗人何ぞ必ず捕えらるるか。偽りて刀伊人と称するか。

十六日の府解には、生捕られた者がみな高麗人だったことが記されていたが、数千の賊がいたのになぜ高麗人だけが捕まったのか、賊は高麗人がいつわつて刀伊人と称しているのではないか、というわけである。

五月二十九日、未斤達という高麗人が筑前国志摩郡に漂着した。これは、前年に開京から康州（慶尚南道晋州の古名）に海路帰ろうとして風

にあい、宋の明州（いまの寧波）まで到り、この年五月二十四日に出港して高麗をめざしたが、また逆風にあつて志摩郡に来てしまったもので、刀伊の入寇とは何の関係もない偶然であつた。しかし大宰府は「大疑あるにより禁固して訊問せしめ」ている（『小右記』六月二十一日条）。このことを聞いた朝廷でも、六月二十九日の陣定で公卿たちは大宰府の措置を是認し、「此の間流來の輩、事の疑い無きに非ず、別所に安置して重ねて尋問せしめ、言上を経べきの由、（大宰府に）下知せらるべきか」という意見を述べている（同二十九日条）。

また、四月十六日の隆家書状を携えて同二十五日に実資邸を訪れた惟円は、飛驒使の口上を伝えて、大宰府軍が兵船をもつて刀伊軍を追撃したとき、隆家が「まず壹岐・対馬等の島に到るべし、日本の境を限りて襲撃すべし、新羅の境に入るべからず」と誠め仰せたことを告げた。隣国との無用な紛争を避けるための措置であるが、高麗が「敵国」新羅との連続性において理解されていることも見逃せない。

そして「異国」の襲來を聞いて先例として想起されたのが、九世紀末寛平年間の新羅海賊の北九州襲來であつた。四月十八日に刀伊來襲の初報が伝えられたさいの陣定で、「山陰・山陽・南海道の要害を警固すべし」という右大臣藤原公季の意見に対して、実資が北陸道を加えるべきことを進言し、公季が「寛平外記日記」を引見したところ、はたして「北陸・山陰・山陽・南海等道要害に警固あり」とあつた（『小右記』）。これは寛平六年（八九四）四月十七日、新羅の賊が対馬を攻めたという報を受けて、朝廷が大宰府に討伐を命じるとともに、北陸・山陰・山陽道諸国に警固を命じた先例を指している（『日本紀略』^①）。また四月二十四日実資

は、「寛平六年新羅凶賊の時の宣命」の小野美材自筆による草本を思いがけなく入手し、源俊賢を通じて道長・頼通の上覧に入れる一方、書写して藤原公任に送っている(『小右記』)。五月三日には、摂政頼通から、大宰府に送る勅符に「農業懈怠すべからざるの由」を盛り込むよう指示があり、そのさい「新羅海賊を追討する事」を命じた寛平五年閏五月十六日勅符が参照されている(同)。六月二十九日の陣定では、行賞の先例として、寛平六年に対馬島司文室善友が新羅賊を打ち返してただちに賞を給わった事実が挙げられている(同)。

九世紀における新羅の脅威は、王朝貴族によってきわめて深刻に受けとめられ、排外主義の傾向が強まる一方、日本の国土を不可侵の聖域とする神国観が声高に叫ばれるようになった。承和九年(八四二)の官符は、それまで受け入れていた新羅人の帰化をいっさい拒否し、流來の場合とおなじように食糧を与えて放還することを命じている。これは宝龜五年(七七四)の官符が、帰化と流來を区別して後者のみ給糧放還としていたのを大きく転換させたもので、その理由づけを官符は「(新羅は)旧例を用いず、常に奸心を懷き、苞苴(贈物)貢せず、事を商賈に寄せて国の消息を窺う、方今民は窮して食は乏し、もし不慮あらば何を用てか天を防がん」と述べている(『統日本後紀』承和九年八月十五日条)。そして承和十年(八四三)に謀反の廉で捕えられた前筑前守文室宮田麻呂は、新羅の巨大な海上勢力張宝高と私的な取引関係があり、貞觀十二年(八七〇)にこれも謀反の疑いで拘禁された大宰少貳藤原元利麻呂は、新羅国王と通謀して国家を害せんとした、という告発を受けている。

そして元利麻呂の事件の前年、新羅の海賊船二艘が筑前国那珂郡荒津

に到来して豊前国の年貢絹綿を掠奪して逃走した事件は、博多の鼻先で起きたためか、規模が小さいわりにはヒステリックなまでに反新羅意識を昂揚させた。貞觀十二年(八七〇)二月の大宰府に下した勅は、「蕞爾の新羅、凶毒狼戾」と口をきわめてのしりながら、たまたま入京した新羅商人について、「久しく交関を事とし、此の地に僑寄し、能く物色を候い、我に備え無きを知る、彼(新羅)に放帰せしめば、弱きを敵に示さん」ことを恐れ、また従来より九州に居住している新羅人については、「外は帰化に似るも、内に逆謀を懷く、もし(新羅が)来たり侵すことあらば、必ずや内応をなさん」ことを疑い、ともに陸奥の空地に強制移住させることを命じている(『三代実録』同年二月二十日条)。また同月に宗像大神にささげられた宣命は、「我が日本朝は所謂神明の国なり、神明の助け護り賜えば、何の兵寇か近來すべき、また我が皇太神は、掛けまくも畏き大帯日姫(神功皇后)の、彼の新羅人を降伏し賜いし時に、相共に力を加え賜いて、我が朝を救い賜い守り賜うなり」と、神国日本を称揚している(同、二月十五日条)。

この後寛平五(八九三)、六年にあつた新羅海賊の北九州襲撃については、正史も日記もない時期なのでくわしいことは不明で、博多の警固所に夷俘五十人を増置することを命じた寛平七年三月十三日の官符に、「今新羅の凶賊しばしば辺境を侵すも、征に赴くの兵、勇士なお乏し」とある(『類聚三代格』卷十八)のが目につく程度である。しかし反新羅意識の昂揚が再現されたことは想像にかたくなく、実資が先例として参照した記録にもそうした雰囲気満ちていたことだろう。それから一二〇年以上たった刀伊事件のころにも、九世紀のように極端ではないにせよ、

新羅の後継国家高麗に対する警戒心、猜疑心はぬぐいきれないものがあつたのである。

四 「渡海制」をめぐる問題

史料 A には、海外渡航の禁令を意味すると思われる「渡海の制」および類似の表現が、ひんぱんに登場する（太字部分）。まず諸近の供述に、
 ① 諸近は肉親の消息を尋ねるために高麗渡航を決意し、その旨を対馬島司に報告しようと思つたが、「渡海の制」が重いので、小船を盗んで高麗へ密航した。

② 諸近は肉親の死を知り対馬へ帰ろうと思つたが、本朝は「異国に向かうの制」が重いので、このまま帰つては公の譴責をまぬかれぬし、また高麗の「書牒」をもらったとしても、明瞭な証拠がなくては信用されないだろうと考えて、刀伊の被虜だつた日本人を証人としてともない帰つた。

つぎに対馬島より大宰府に宛てた解文に、

③ 異国に投ずるような行為については、かねてより「朝制」で禁じられている。ましてや近日その制はいよいよ重くなつてゐる。そこで諸近の身柄を召しだし、かれの連れてきた証人をあい副えて、大宰府に送致する。

最後に大宰府自身の言として、

④ 諸近の行為は終始不当である。異域に渡航することはもとより「禁制」で重く禁じられている。ましてや今回賊徒が来侵したさい、「先に行く者を異国に与するものとみなす」という警告を発したのに、この「制

法」を初めて侵して渡海したからである。

対馬島在庁官人の諸近、対馬島庁、大宰府という三つのレベルのすべにおいて、この「渡海制」が強い拘束力をもつものと意識されており、しかも刀伊事件によってそれがいっそう強められた形跡がある。

平安時代のこうした渡海禁令については、森克己が、延喜年間（九〇一〜二三）に「鎖国」政策の一環として制定された、という見解を示し、¹³これがながく通説となつていた。ところが最近、山内晋次が森説をまっこうから批判し、延喜およびそれ以降に森のいうような法令が出された形跡はまったくなく、①④にみえる「渡海制」の法源は、現存の『律写本』には脱落しているが唐律によつて復元できる衛禁律の越度縁辺関塞条の規定、「諸^{すべ}縁辺の関塞を越度する者は、徒二年」にほかならない、と主張した。¹⁴これをきっかけに「渡海制」をめぐる議論がにわかになつた。榎本淳一は、山内の森批判には賛意を表しつつ、衛禁律には脱落条文はないとして山内説を否定し、④の「異国に与する」や③の「異国に投ずる」という表現が、養老賊盜律の疏が「謀叛」に「本朝に背かんと欲し、將に蕃国に投ぜんとす」と注しているのと符合することから、賊盜律謀叛条こそ「渡海制」の法源にほかならないとした。¹⁵また稲川やよいも、「渡海制」についてはほぼ山内説を踏襲しつつ、外わくとしての「渡海制」によつて保護されながら国内の交易管理になう「唐物使」にも着目し、平安時代の国家による対外交通管理の開明性を強調した。¹⁶右の山内・榎本・稲川三説は、相互に対立点をふくみつつも、森が十世紀以降の王朝国家の対外姿勢を「鎖国的」「退嬰的」と評価したことを批判する、という点では共通しており、平安期外交を律令時代以来の対

外政策の継承あるいは完成としてとらえる視角を打ち出している。これらの学説は、十世紀外交の政策基調を、大陸の動乱状況にまきこまれるのを防ぐための「中央政府の主體的な情勢判断に基づいた積極的な孤立主義と規定」する石上英一説¹⁷⁾から大きな影響を受けている。

しかし私のみるところ、これらの説にはふたつの問題点がある。ひとつは、律令時代からの展開を直線的にとらえずぎていることであり、もうひとつは、貴族層の対外政策を合理性・開明性の面でのみ評価することである。

第一の点について。山内・榎本両説のいうように、平安時代の対外政策の法源が律令にもとめられたことは充分考えられる。先に行く者を異国に与するものとみなす」という「制法」の存在からみて、榎本の賊盜律謀叛条説に分がありそうにも思える。しかし榎本の山内説批判は、つぎの二点において完全なものではなく、越度縁辺関塞条が「渡海制」の法源であった可能性も残っている。①山内が、唐衛禁律の越度縁辺関塞条と直後の縁辺城戍条との不可分性をふまえて、日本律に後者が存在しながら前者を欠くことの不自然さを指摘したことは、私のみるところ山内説の核心をなすものであるが、これにふれていない。②唐衛禁律越度縁辺関塞条を「陸上国境のみを問題にしている」という誤った前提のもとに解釈している。さらに石井正敏は、「渡海制」を、延喜十一年(九一一)に外国商人の来航に年期を設けた「年期制」と、対外交通の国家的管理という面で共通するものととらえ、「なお延喜一年の制度は、外国商人の来航だけでなく、日本人の渡航についても制限する出入国管理令のごときもので、『小右記』などにいわゆる「渡海の制」の法源はここに

あるのではないかと憶測される」と述べる²⁰⁾。石井のように、今日の史料には残されていないが実定法として「渡海制」が存在した、とする見方にも、まだ成立の余地があると思う。

しかしながら、平安時代の対外政策の法源が律令にあったとしても、その政策の内容や歴史的意義までが律令時代の単純な延長線上にあるということにはならない。古代から中世への移行期において、律令が一度も改廃されることなく生き続けたことはいままでもないが、「准用」や「折中」という自在な法解釈技術によって、中世の現実にあわせた運用が行われたことも見逃せない。さきに引いた貞観十二年二月二十日の大宰府に下した勅に、流来の新羅人について、「仁を垂れて放還するは、尋常の事なり、奸を挾んで往来せば、まさに誅戮を加うべし」という文章がある。ここでは、律令国家がほこらしげに語っていた、四夷が日本の徳を慕って群集する、といった〈中華〉の理念——それ自体多分にフィクションであったのだが——は投げ捨てられ、新羅に対する排外意識がむき出しになっている。こうした態度は、けっして律令時代からの連続性でとらえきれぬものではない。

第二の点について。王朝貴族が対外姿勢を選択するとき、かれらは石上らがいうほど理性的に相手かたをみていただろうか。九世紀における対外姿勢の転換の基軸は、新羅との関係悪化にともなう蔑視と畏怖のアンビヴァレンスの増大にあった。ちょうど時をおなじくして、貴族社会に病的なまで増幅されたケガレへの畏怖が蔓延し、それが空間に投影されて、洛中を遠ざかるほどケガレの度合いは増し、国境の外ともなればケガレの充満した鬼の住む世界となる、という観念が成立した²³⁾。

このような九世紀の政治的・思想的転回は、貴族層の対外意識（とりわけ朝鮮半島に対するそれ）に深い刻印を残した。十世紀の東アジアの大動乱がおさまってあらたな国際秩序が模索され、高麗が日本との安定した関係の樹立をめざして友好的かつ積極的なアプローチを試みてきたとき、日本側の高麗を見る眼は、「新羅は元敵国なり。国号の改有りと雖も、猶野心の残れるを嫌う。縦い虜民を送るも悦をなすべからず。若しや勝戦の勢に誇り、偽りて成好の便を通ずるか」（史料A）という、猜疑心にみちたものだった。諸近の渡航のようなケースでさえ敵国との内通を疑って身柄を拘束する、というような過剰反応も、おなじ流れのなかにあった。

こうした硬直した態度は、貴族層の対外意識という領域におけるかぎり、いわば化石化したまま中世を通じて保持されていく。十世紀以降、国際秩序の安定化と民間レベルでの交易の活発化にもかかわらず、貴族層の基本的な態度は、中国とは対等の関係を保ちつつ朝鮮半島の諸国家を朝貢させる、という日本にとってあるべき国際関係の姿——それが客観的に実在したことは過去一度もなかったのだが——を追求するところにある、それが相手によって受け入れられる見込みのない以上は、関係を結ばないことよって觀念のなかで保存していく以外に方法はなかった。そうした態度は、現実の通交関係がひんぱんになればなるほどむしろ強固なものになる、という逆説的な関係が認められる。

院政期に日本の対外姿勢に一定の開明化が認められ、平氏政権になれば中核的な政策にまで反映されることは事実であるが、それは九世紀に退嬰化した対外姿勢との対決のなかで実現されていったものである。だ

がこれで貴族層の対外的な視野に真に新しい要素が生まれてきたとは言いがたい。朝鮮半島の諸国家に対するかたくなな態度は、はるかに時代を下つても、先例に従うことを最高の行動準則とするかれらの思考様式に支えられて、平安期とほとんどおなじような姿で生き延びていった。

たとえば、貞治六年（一一三六）に倭寇の禁圧をもとめて到来した高麗使に対して、朝廷は持参した文書の形式が「無礼」だとして返事をしないことに決したが、その議論の過程で、大外記中原師茂は「異国牒状到来の時、返牒を略され、或いは將軍以下より遣わさるる例」を調べて報告した。その報告書には、応神天皇二十八年（二二八）という極端に古い一例をのぞけば、長徳三年（九九七）以降の例が記されている（『師守記』貞治六年五月九日条）。

師茂の報告書からは漏れているが、刀伊事件後、高麗が日本人被虜を送還してきたときも、朝廷の態度は基本的には変わりがなかった。『高麗史』に見えていた送還使鄭子良らの一行は、八月すえか九月はじめに對馬に到着した。この旨を告げる九月四日付の隆家書状が、同十九日実資のもとに届いている（『小右記』）。翌日実資のもとに伝えられた道長の意向は、

刀伊国の賊の為に虜さるる者二百七十人許りと云々（マテ）へ男六人、女二百余人。相送る者百余人と云々。只對馬に牒す。命じて云く、「絹・米等を給いて返し遣わすべきなり」と。まず新羅國貢調の時に物を給う例を尋ね、行わるべきか。

というものだった（『小右記』九月二十一日条）。二十二日に陣定が開かれ、実資は犬が死んで穢に触れたので欠席したが、高麗国使を大宰府に

召すことなど三点が決定された(同、九月二十三日条、『左経記』九月二十二日条)。翌朝前大納言源俊賢が実資に手紙を送ってきて、陣定の決定に文句をつけている(『小右記』九月二十三日条)。

数多の者(高麗使)小島(対馬)に着きて旬月を送らば、国(日本)の強弱を量り衣食の乏しきを知るべし。早く返すを以て先となすべし。……二百余人の男女、何ぞ異朝の謀作を阿容(同意)すべけんや。追々尋問せられば自ら実否を知るべし。使久住のこと未だ意得ず。彼の朝謀略の旨に依り我が朝推行(探索?)せらるべきの有様、未だ思い得侍らざれば、触穢に依り僉議(陣定)に預らざるの由を報ず。今案ずるに強いて(高麗使を大宰府に)召し問わるべからざるか。只使を差して虜を送るを以て其の志となすべし。物を給い早く返し遣わさるるが上計か。

ここに見られるのは、日本の衰亡を高麗使に覺られることへの疑心にみちた怖れであり、そこから「とりあえず物を持たせて早く帰ってもらうのが一番」という判断が出てくる。こういうのを退嬰的な外交姿勢というのではないか。二十四日にも俊賢は実資に書状を送り、「高麗使、二嶋(対馬・杵岐)を経歴して大宰府に参るは如何、秋に入るの後、風波静かならざるか、廻却の期は已に嚴冬に及ぶ、彼の国対馬に牒し、使者は其の処を指す、更に大宰府に召し上ぐれば、往還の間若しや漂没あらん、極めて不便なるべきか」と予言した(同、九月二十四日条)。

はたして高麗使一行が大宰府に召されて博多へ向かう途中、三十人を乗せた船が沈み、二艘がようやく着いた。これを聞いた俊賢は、大晦日の夜、雨を衝いて実資に送った書状に、「対馬より帰されず府に迎えらる

る事、極めて奇なる議なり、案の如く漂没、哀れむべし」と書いた。それみたことかといわんばかりだが、実資は「件の事示す所尤も理なり」と俊賢の意見に賛同している。実資も俊賢も触穢を理由に陣定を欠席していながら、そこでの決定に「賢き卿相の定むる所なり」と嘲笑をあびせる(同、十二月三十日条)。実資も俊賢も故実にくわしく、当代の賢者として知られた存在である(実資は小野宮流故実の大成者、俊賢は故実書『西宮記』の著者源高明の子)。そのふたりにして、日本の外交的対応を決定する場への関心は、この程度のものであった。

その後の経過は、『小右記』が寛仁四年(一一〇二)の前半を欠いているのであまり明らかでないが、同年二月十六日の陣定で「高麗返牒の事」が論議され、「大宰府をして高麗国に牒せしめ、鄭子良等及び生虜・流来を発帰せしむる事」が議決されている(『日本紀略』・『左経記』同年四月十一日条)。返牒の内容は朝廷で決めるのに、表面は大宰府が独自に出したもののよう装ったのである。この方法は、正式の国交を結ばないという原則を守りつつ意志を相手に通ずるために、この時期よく使われたものである。

注

- (一) 池内宏 a 「高麗に於ける東女真の海寇」(『満鮮歴史地理研究報告』第八冊、一九二〇年) 〇『満鮮史研究・中世第二冊』、吉川弘文館、一九三七年に採録。引用はこれによる。同 b 「刀伊の賊―日本海に於ける海賊の横行―」(『史林』一〇巻四号、一九二六年) 〇『満鮮史研究・中世第一冊』、吉川弘文館、一九三三年に採録。引用はこれによる。なお、同「刀伊の入寇及び元寇」(『岩波講座日本歴史』一

九三四年)の刀伊の入寇の部分は、b論文の要約である。

(2) 土田直鎮『王朝の貴族(日本の歴史5)』(中央公論社、一九六五年)三五〇〜三七頁。その他「刀伊の入寇」にふれたものに、森克己「日麗交渉と刀伊賊の来寇」

『朝鮮学報』三七・三八冊、一九六六年(『続日宋貿易の研究』国書刊行会、一九七五年に採録)、石井正敏「日本と高麗」(『平安文化の開花(海外視点日本の歴史5)』ぎょうせい、一九八七年、所収)などがある。なお、この事件の関係史料は、『大日本史料第二編之十四』『同十五』に網羅されている。

(3) 刀伊の入寇における日本側の武士団の性格を究明したものに、志方正和「刀伊の入寇と九州武士団」(『日本歴史』一四〇号、一九六〇年)がある。

(4) 被害の数字は『大日本古記録・小右記5』の傍注に従って原文を修正してある。なお土田注(2)書、三六三頁の「刀伊の襲来による被害表」を参照。

(5) 土田注(2)書、三五五〜五六頁。

(6) 池内b論文、三二八〜二二頁。

(7) 池内a論文、二九九頁以下。

(8) 土田注(2)書、二八〇頁以下。

(9) 吉田早苗「藤原実資と小野宮第」(『日本歴史』三五〇号、一九七七年)によると、小野宮第は大炊御門南・室町東の方一町を占めたが、これと烏丸小路をはさんで向かい合う東側の地が小野宮東町で、いまの中京区少将井町にあたる。ここは当時小野宮家の所有地で、家人たちの住む一画になっていた。火事のあった「小宅」も小野宮家の家人宅と思われる。

(10) 池内b論文、三二二〜一四頁およびa論文、二七九〜八〇頁に、内蔵石女等申文案の全文が紹介されているが、本稿はそれと若干読みを異にする部分がある。また「小右記」のこの部分の底本には字の欠けた部分があるが、『大日本古記録・

小右記5』の注記を参照しながら、欠けた字を補ったうえで読み下した。どれが欠けた字かは煩雑を避けて注記していないので、疑問があれば『大日本古記録』を参照していただきたい。

(11) 『日本紀略』には南海道がみえないが、脱落であろう。

(12) 以下、佐伯有清『日本古代の政治と社会』(吉川弘文館、一九七〇年)第十章「九世紀の日本と朝鮮」、山内晋次「古代における朝鮮半島漂流民の送還をめぐる」(大阪歴史科学協議会「歴史科学」一二二号、一九九〇年)、村井章介「九世紀の転換と王土王民思想」(『思想』八四七号、一九九五年)第二節、など参照。

(13) 森克己「日宋貿易の研究」(国書刊行会、一九七五年)八三頁以下。

(14) 山内晋次「古代における渡海禁制の再検討」(大阪大学『待兼山論叢』史学編二二二号、一九八八年)。

(15) 榎本淳一「小右記」にみえる「渡海制」について「律令国家の対外方針とその変質」(山中裕編『摂関時代と古記録』吉川弘文館、一九九一年、所収)。

(16) 稲川やよい「渡海制」と「唐物使」の検討(東京女子大学『史論』四四号、一九九一年)。

(17) 石上英一「日本古代一〇世紀の外交」(東アジア世界における日本古代史講座7東アジアの変貌と日本律令国家)学生社、一九八二年)一三六頁。

(18) 山内注(14)論文、八一〜八二頁。

(19) 唐衛禁律越度縁辺関塞条の疏議には「縁辺の関塞は以て華夷を隔つ」とあるだけで、陸上の境界という限定はどこにもない。また同縁辺城戍条の疏議には「国境縁辺は皆城戍有り、……出でて化外に向うに、或いは荒海の畔、或いは幽険の中、……」とあって、この「国境」は確実に海上のものをふくむ。越度縁辺関塞条も陸上・海上双方の国境を念頭に置いていると考えるべきであろう。榎本の解

釈には、「唐のような大陸国家と違って、四面を海に囲まれ、基本的に陸上の国境をもたない日本は、あまりに国情が違う」（一六七頁）という文章にあらわれたような、島国日本の特殊性という思いこみがありはしないか。

(20) 石井正敏「一〇世紀の国際変動と日宋貿易」、『新版古代の日本？アジアからみた古代日本』角川書店、一九九二年）三五四頁。

(21) 佐藤進一「公家法の特質とその背景」、『日本思想大系22中世政治社会思想下』解説、岩波書店、一九八一年）。

(22) 村井注（12）論文、三五頁。

(23) 村井章介『アジアのなかの中世日本』（校倉書房、一九八八年）第一章。

Jurchen Pirates, Korea and Japan : 1019 AD

by MURAI Shosuke

In 1019, pirates of Jurchen origin launched attacks on the east coast of the Korean peninsula and northern regions of the Japanese island of Kyushu, killing, pillaging and burning. The major source material in the study of these incidents is the diary entitled the Shoyuki, written by the Japanese aristocrat Fujiwara-no-Sanesuke 藤原実資. It is recorded in the diary that Sanesuke, who held the high bureaucratic position of Dainagon 大納言, learned of the Jurchen pirates through his close personal relationship with Fujiwara-no-Takaie 藤原隆家, the highest ranking officer in the Kyushu region (Dazai Gon-no-Sochi 太宰権師). What is extremely rare about the information provided us by the Shoyuki is the providential preservation of copies of two diplomatics, on the back of which the diary was written, containing eyewitness accounts of people who survived the Jurchen onslaught. These sources not only provide us with a very rare opportunity to hear from informants who actually experienced an event, but also discover the wariness and suspicion these informants felt, in the place of awe and reverence, towards the aristocrats to whom they told their stories. In addition, the Heian period law forbidding travel into foreign seas, which is mentioned in these two diplomatics, is a reflection of a similar closed attitude of the period's aristocrats concerning how to view international affairs.